には、直ちに暫定の割当ての運用を停止しなければならない。

18　有害な混信の申立ての通知を受けた主管庁がその受領後30日間以内に送信を停止しない場合には、無線通信局は第14項の規定を適用しなければならない。

[1] 例えば、テレビジョンチャネルの周波数帯幅の中に周波数分割多重化音声チャネルを有する変調、音声及びテレビジョン信号のデジタル変調又はその他のプリエンファシス特性。

改　　決議第49[1]（WRC-12、改）　一部の衛星無線通信業務に適用される手続的真正性

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　全権委員会議（1994年京都）決議第18が無線通信局長に対し国際衛星通信網の調整に関する幾つかの重要事項の見直しの開始、WRC-95に対する予備報告書及びWRC-97に対する最終報告書の作成を指示したこと。

b)　無線通信局長がWRC-97に対しその中でできるだけ早く措置を執るべきものと更に研究を必要とする分野を識別した勧告を含む包括的な報告を提出したこと。

c)　WRC-97に向けた局長報告の中の勧告の１つに実際には使用されていない軌道位置及びスペクトルの領域を留保する問題への対応として手続的真正性を採用すべきとしていること。

d)　手続的真正性の手続についてはWRC-97で採択されたが、その適用については経験を考慮する必要があること、手続的真正性の手法が満足行く結果を生み出すのかどうか確認するには数年を要する可能性があること。

e)　規制についての新しい取組については、手続上、既に様々な手続段階を踏んでいる通信網に不利益を及ぼすことがないように慎重に考慮する必要のある可能性があること。

f)　憲章の第44条は無線周波数スペクトル並びに静止衛星及び他の衛星の軌道位置の使用のための基本的な原則を開発途上国の要求を考慮に入れて定めていること。

以下を更に考慮し、

g)　WRC-97では衛星通信網の使用が開始されるまでに規制上費やされる時間枠を短縮することが決定されていること。

h)　WRC-2000において手続的真正性を実施した結果について検討が行われ、決議第85（1998年ミネアポリス）を受けて2002年全権委員会議に向けての報告書を作成したこと。

以下を決議し、

1　本決議の第１附属書に含まれている手続的真正性の手続は、1997年11月22日より後の固定衛星業務、移動衛星業務又は衛星放送業務の衛星通信網若しくは衛星通信システムのものであって、新規加盟国が付録第30B号のプランに含めるために自国の区域分配2の獲得を求めて提出したものを除いた、第9.2B号による事前公表資料、新しい周波数若しくは軌道位置の追加に伴う付録第30号及び第30A号の第４条の§4.2.1b)による第二地域のプランの変更要請、業務区域を現在の業務区域に加えて他の国若しくは国々に拡大しようとする付録第30号及び第30A号の第４条の§4.2.1a)による第二地域のプランの変更要請、付録第30号及び第30A号の第４条の§4.1による第一地域及び第三地域での追加使用の要請、1997年11月22日から無線通信局に受領された付録第30B号の第２条（第６条の第Ⅲ節）に定義されているプラン化された周波数帯の追加的な使用に適用される補足的な条項の規定に基づく情報の提供又は2007年11月17日以降に受領された付録第30B号（WRC-07、改）の第６条による提出に係るものに適用されるものとすること。

2　本決議の第１附属書§1又は§3の範囲に入る衛星通信網又は衛星システムで国際周波数登録原簿（MIFR）に1997年11月22日までに登録されていないもののうち、無線通信規則（1990年版、1994年改正）の第1042号の規定に基づく事前公表資料又は付録第30B号の第６条の第Ⅲ節の申請が、1997年11月22日前に無線通信局に受領されているものについては、責任主管庁が無線通信局に対し本決議の第２附属書の規定に基づいた完全な真正性情報を2004年11月21日より前、衛星通信網の使用開始の通告の期間に無線通信規則（1990年版、1994年改正）の第1550号の適用に基づいた３年を超えない延長期間を加えた期限満了日又は付録第30B号の第６条の関連する規定に定められた期日までの、いずれか一番早い日までに提出するものとし、もし上記に掲げる延長期間も含めた使用開始日が1998年７月１日以前である場合には、責任主管庁は無線通信局に本決議の第２附属書の規定に基づいた完全な真正性情報を1998年７月１日までに提出すること。

2の2　本決議の第１附属書§2の範囲内である衛星通信網又は衛星通信システムで1997年11月22日までにMIFRに登録されていないもののうち、付録第30号及び第30A号のプランの変更の要請を無線通信局が1997年11月22日以前に受領したものについては、責任主管庁が無線通信局に対し、本決議の第２附属書の規定に基づく完全な真正性情報を、付録第30号の第４条の関連する規定及び付録第30A号の第４条の関連する規定に基づいて使用開始の期限として定められた期間が終了するまでにできるだけ早く提出すること。

3　本決議の第１附属書§1、§2及び§3の範囲内に入る衛星通信網又は衛星通信システムで1997年11月22日までにMIFRに登録されたものについては、責任主管庁が無線通信局に対し、本決議の第２附属書の規定に基づく完全な真正性情報を、2000年11月22日まで又は衛星通信網の使用開始のための通告期日（延長期間を含む）の前のうちどちらか遅い期日までに、提出するものとすること。

4　上記決議事項２又は２の２で定める期日満了の６か月前になっても、もし責任主管庁が真正性情報を提出していない場合には、無線通信局は、当該主管庁に催促状を送付すること。

5　真正性情報が完全でないことが判明した場合、無線通信局は、主管庁に対して欠けている情報を提出するよう直ちに要請するものとする。いかなる場合でも、完全な真正性情報は、無線通信局によって上記決議事項２及び２の２のそれぞれ適切な方で定められている期日満了までに受領されるものとし、無線通信局はそれを国際周波数情報回章（BR IFIC）に公表すること。

6　上記決議事項２及び２の２で定められた期日満了までに完全な真正性情報が無線通信局によって受領されなかったときには、調整の要求若しくは付録第30号及び第30A号のプランへの変更又は無線通信局に提出された上記決議事項1で定められている付録第30B号の第６条の第Ⅲ節の適用の要求は失効する。プラン（付録第30号及び第30A号）への変更は全て無効とされ、MIFRへの登録及び付録第30B号のリストへの登録は全て関係の主管庁に通知された後に無線通信局によって削除される。無線通信局はこの情報をBR